

社会モデルの浸透と意識上の障壁除去（「心のバリアフリー」）の推進

SDGsの理念である「誰一人取り残さない社会」や、豊中市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)の理念である「誰もが気軽に出かけられるまちづくり」の実現のためには、市民、事業者、行政が「障害の社会モデル」について理解を深めることが重要です。

社会に存在する物理的障壁(バリア)は、誰もが公平に自由に移動できる権利として、多様な個性の人々の人権や尊厳を尊重するためにも、社会の責務として、社会環境整備を推進していかなければなりません。

また、近年の社会生活では、人と人とのコミュニケーションにおいて今まで以上に差別や偏見、無理解、無関心といった人々の意識上の障壁(バリア)を取り除き、多様な個性の人々を尊重し、合理的配慮を行うことができるコミュニケーションスキルの醸成が求められています。

これらを踏まえ、豊中市では障害の社会モデルの浸透と意識上の障壁除去(「心のバリアフリー」)の推進について取組みを進めていきます。

「心のバリアフリー」の考え方(ユニバーサルデザイン2020 行動計画)

「心のバリアフリー」の考え方として「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。」と示され、各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして、以下の3点が重要であると示されています。

1. 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
2. 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
3. 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

障害者差別解消法 令和3年(2021年)5月改正

目的:障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげること。

概要:国の行政機関・地方公共団体等、民間事業者による「障害を理由とする不当な差別的取扱い」を禁止すると共に、行政機関に対し職員対応要領の策定(本市は平成28年策定)を努力義務とするなど、具体的な取り組み内容について定めている。令和3年の改正では合理的配慮の提供が事業者にも義務付けられることとなった。(令和6年4月1日施行)

※大阪府においては、令和3年4月1日より大阪府障がい者差別解消条例を改正し、既に事業者による合理的配慮の提供を義務化しています。

豊中市の取組み(令和4年度)

1. 啓発イベントの実施



新型コロナウイルス感染症の影響により、3年近く開催できなかったイベントを豊中市障害者啓発活動委員会とともに実施し、会場を工夫したことやマスコミでも紹介されたことで、当事者や支援者はもとより多くの市民に来場いただけました。

▶ 令和4年度実績:当事者等によるステージイベント、障害者週間啓発パネル展、補助犬啓発イベント、アートイベント

2. 豊中市障害者差別解消支援地域協議会の開催

市域における障害を理由とした差別の解消等を目的に、相談事例の共有や研修を実施しました。

▶ 代表者会議2回、相談事例部会1回、実務者会議1回
💡実務者会議での研修内容を、市公式YouTube「とよなかチャンネル」で動画配信しています。

動画視聴は右の二次元バーコードより▶



3. 行政内部での理解促進



- ▶ 職員対応要領を基にした研修の実施
 - ・新規採用職員研修(2回)、71人受講
 - ・係長級昇格前研修(1回)、79人受講
 - ・当事者から学ぶ人権と待遇研修(1回)、24人受講
- ▶ 市役所での障害者職場体験実習
 - ・実施部署:23部署、実習人数:28人

4. その他の啓発

- ▶ ヘルプマーク等の配布実績
 - ・ヘルプマーク:1,094枚
 - ・ヘルプカード:1,468枚
- ▶ 市内の薬局でのデジタルサイネージを活用した啓発内容:身体障害者補助犬、ヘルプマーク
- ▶ 市が発信する動画への手話通訳の挿入 13本
- ▶ 手話言語クリアファイルの配布
 - ・各啓発イベント、会議、第二庁舎1階ロビー
- ▶ 改正障害者差別解消法、合理的配慮の提供義務化について事業者への周知
 - ・豊中市商工会議所配信メールマガジン 2回×約5,000事業者
 - ・市産業振興課配信メールマガジン 1回×約480事業者

